

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成27年9月7日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時56分

出席者	委 員	委員長	福 富 善 明		
		中 島 克 訓	針 谷 育 造	広 瀬 昌 子	
		松 本 喜 一	渡 辺 照 明	関 口 孫 一 郎	
		大 川 秀 子	千 葉 正 弘		
	傍 聴 者	大 谷 好 一	青 木 一 男	小 久 保 かおる	
		古 沢 ちい子	白 石 幹 男	平 池 紘 士	
		針 谷 正 夫	大 阿 久 岩 人	入 野 登 志 子	
		天 谷 浩 明	広 瀬 義 明	大 武 真 一	
		海 老 原 恵 子	永 田 武 志	岡 賢 治	
		小 堀 良 江	梅 澤 米 満	福 田 裕 司	

---

事務局職員	事務局 長	赤羽根 則 男	議事課 長	稲 葉 隆 造
	課長 補 佐	金 井 武 彦	主 任	中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策課長	小保方	昭洋
遊水地課長	荒川	明
地域まちづくり課長	天海	俊充
秘書広報課長	高崎	尚之
総務課長	川津	浩章
職員課長	名淵	正己
情報推進課長	塚田	薫
契約検査課長	榎本	佳和
危機管理課長	大橋	嘉孝
管財課長	島田	好夫
市民税課長	萩原	雄一
資産税課長	島田	隆夫
収税課長	福島	司
大平総合支所 地域まちづくり課長	茂呂	浩司
大平総合支所 税務課長	勅使川原	成好
藤岡総合支所 地域まちづくり課長	飯塚	勝
藤岡総合支所 税務課長	片柳	耕一郎
都賀総合支所 地域まちづくり課長	田嶋	亘
都賀総合支所 税務課長	落合	博昭
西方総合支所 地域まちづくり課長	田口	幸雄
岩舟総合支所 地域まちづくり課長	三柴	浩一
岩舟総合支所 税務課長	柿沼	実均
会計課長	出井	均守
選挙管理委員会事務局次長	野中	守子
監査委員事務局次長	宮脇	康子
消防総務課長	小島	徹夫
予防課長	柏崎	一夫
警防課長	白石	進
議事課長	稲葉	隆造

平成27年第3回栃木市議会定例会  
総務常任委員会議事日程

平成27年9月7日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、各常任委員会におけるスムーズな審査を行うため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等の審査につきましては、9月10日に開催予定の常任委員会においてお願いしたいと思っておりますので、ご了承願います。

---

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いいたします。

稲葉課長。

○議事課長（稲葉隆造君） おはようございます。本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、歳出から説明をさせていただきますので、決算書の事項別明細書190、191ページをお開き願います。190ページから191ページでございます。1款1項1目議会費、予算現額4億5,482万2,000円に対しまして、支出済額は4億3,758万3,801円でございます。この支出内容につきまして右側の備考欄によりご説明申し上げます。

まず、1行目の職員人件費につきましては、議会事務局職員9名分の給料、各種手当等の人件費

でございます。

次の臨時職員共済費につきましては、臨時職員1人分の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でございます。

次の議員人件費につきましては、議員34人分の議員報酬、議員期末手当及び市議会議員共済会に支出いたしました負担金等でございます。

次の議会運営費につきましては、その内訳でございますが、まず臨時職員賃金ですが、議会事務局の臨時職員1人分の賃金でございます。

次の議員行政視察等旅費につきましては、4つの常任委員会の行政視察旅費として137万1,630円、議会運営委員会の視察旅費として41万4,780円が主なものでございます。

次の会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び常任委員会等の会議録の筆耕翻訳料でございます。

次のOA機器借上料につきましては、議会映像配信システムの使用料として103万6,800円が主なものでございます。

次の栃木市政務活動費交付金につきましては、本市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、各党派等に交付したものでございます。

以上で1款議会費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 続きまして、192、193ページをお開き願います。

備考欄5行目の国内交流事業費につきましては、栃木市の産業と物産展への滝川市の出店料が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、世界各国の人々との相互理解と友好親善の推進を図る栃木市国際交流協会への補助金でありまして、協会の運営に必要な職員の人件費及び事務費に対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、市内在住の外国人が安全安心に暮らせる環境を整備するための交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学校2年生28人をオーストラリアへ8日間派遣いたしました際の海外派遣事業委託料が主なものであります。

次の秘書広報課一般経常事務費につきましては、秘書広報課臨時職員賃金、祝い金、弔慰金、会費などの市長交際費及び栃木県市長会への負担金が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、指定管理者選定委員会委員報酬12万円及びインターネットを介した行財政情報サービス、iJANPの利用料が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、栃木市市民会議委員報酬のほか自治基本条例のパンフレット印刷代15万1,200円が主なものであります。

次の非核平和事業費につきましては、非核平和を推進するための事業費でありまして、中学校2年生28人を広島の平和記念式典などに派遣した際の委託料、また戦争体験を聞く会の開催経費、原爆パネル展展示資料の賃借料などが主なものであります。

1つ飛びまして、特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理に係る職員181人分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、関係職員の給料、各種手当等の人件費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

続きまして、194、195ページをお開き願います。備考欄1行目の職員福利厚生事業費につきましては、産業医6人分の報酬及び職員の生活習慣病健診、各種がん検診等に係る職員健康診断委託料が主なものであります。

次の区市町村総合事務組合負担金、退職手当につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、4月1日に在職する職員の給料総額に基づき毎月支払う一般負担金、早期退職者募集制度に応募して退職した職員の退職手当割り増し等に係る特別負担金、1市3町合併の際に新たに加入いたしました旧栃木市職員に係る10年分割払いの加入一時金、昨年度岩舟町におきまして早期退職した職員の退職手当割り増し等に係る特別負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職員の公務災害補償等に係る負担金であります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用いたしました臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、職員課の所管となりますが、改めての説明は省略させていただきます。

次の職員研修事業費につきましては、本市及び壬生町の職員研修を共同で実施しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、本市が実施いたしました職員研修の講師委託料及び民間の研修に職員を派遣いたしました際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、宇都宮西中核工業団地事務組合に事務局長として派遣いたしました非常勤職員の人件費であります栃木市派遣嘱託員報酬、職員の病気休暇、育児休業、欠員補充等のために雇用いたしました延べ58人分の臨時職員賃金、昨年度岩舟町で雇用いたしました臨時職員の3月分の賃金、職員採用試験に係る教養試験、適性検査等の委託料、人事給与電算システムに係るOA機器借上料、徴収漏れのごございました個人事業主13人分の源泉所得税と、それに伴う延滞税及び不納付加算税が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、栃木市の職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員108人に貸与いたしました作業服の購入費であります。

次の契約検査事務費につきましては、契約事務補助臨時職員賃金が主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムサービスに係るソフトウェア使用料及び業者登録や入札関連事務の執行に係る契約管理システムのリース料が主なものであります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修の講師謝金及び債権管理に関するメール相談業務委託料が主なものであります。

次の庁用事務費（栃木）につきましては、庁用事務用品代178万5,954円及び庁用事務用封筒等の印刷製本費136万7,226円であります。

次の庁用事務費（大平）から197ページの備考欄1行目にございます総務事務費（岩舟）のうち庁用事務費につきましては、各総合支所の庁用事務用品等の消耗品費が主なものであります。また、総務事務費につきましては、各総合支所の参考図書、法令集追録代等の消耗品費のほか、備考欄下から5行目の総務事務費（都賀）には庁舎内の清掃業務委託料75万1,212円が、下から3行目の総務事務費（西方）には臨時職員1人分の賃金が含まれております。

続きまして、196、197ページをお開き願います。備考欄2行目の宮の下簡易郵便局管理運営事業費（岩舟）につきましては、宮の下簡易郵便局の運営に携わる事務取扱員3人分の報酬が主なものであります。

以上で一般管理費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 川津課長。

○総務課長（川津浩章君） 引き続きまして、2目文書広報費についてご説明申し上げます。

広報事業費（栃木）につきましては、備考欄に記載の広報紙に係る手数料及び委託料のほか、広報紙の印刷製本費1,224万8,754円が主なものであります。

次の広聴事業費（栃木）につきましては、広聴に係る事務用品代等及び市長へのアイデア直通便使用受取人払い郵便料であります。

次の放送番組製作委託費につきましては、ケーブルテレビ株式会社、株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送及び株式会社エフエム栃木への番組製作委託に係る栃木市情報番組等放送製作委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費（栃木）につきましては、ホームページコンテンツ管理システムの保守管理に係る委託料84万2,400円及びホームページコンテンツサーバーの賃借料40万1,940円であります。

1事業飛びまして、マスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、マスコットキャラ

クター応援寄附金をマスコットキャラクター応援基金に積み立てたものであります。

次のマスコットキャラクター用自動車購入事業費につきましては、栃木市マスコットキャラクターとち介の活動を支援するために購入した専用車の備品購入費が主なものであります。

次の情報センター法令集管理費につきましては、情報センター用法令集等の追録代300万2,237円などが主なものであります。

次の法規管理費につきましては、市の顧問弁護士報酬36万円などが主なものであります。

次の例規管理費につきましては、本市の条例規則等の例規を電子的に管理するための経費でありまして、例規データの更新を行うための電算処理委託料が主なものであります。

次の文書管理費（栃木）につきましては、文書管理システムの保守委託料及びリース料並びに文書管理用の事務用品代91万6,238円が主なものであります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、文書発送のための後納郵便料及び郵便料金計器の購入費が主なものであります。

次の文書印刷費（栃木）につきましては、電子複写機の機械借上料及びコピー用紙代などの消耗品費569万6,370円が主なものであります。

2事業飛びまして、198、199ページをごらんください。広報事業費（大平）から次のページの文書印刷費（岩舟）までは、各総合支所の文書広報費でありまして、各総合支所ともにほぼ同様の内容であります。

広報事業費につきましては、広報とちぎなどの配送業務委託料、広聴事業費につきましてはまちづくり懇談会ふれあいトークの開催経費、文書管理費につきましては文書管理用事務用品代等の消耗品費、文書発送費につきましては総合支所からの発送文書に係る後納郵便料、文書印刷費につきましては電子複写機等の機械借上等がそれぞれ主なものであります。

なお、199ページの備考欄上から8事業目、ホームページ管理委託費（藤岡）につきましては、渡良瀬の里屋外ライブカメラの保守管理業務委託料、また下から2事業目のホームページ管理委託事業費（岩舟）につきましては、旧岩舟町のホームページから栃木市のホームページに移動するシステムの合併後一月分の管理委託料であります。

以上、2目の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） 続きまして、3目財政管理費につきましてご説明をいたしますので、次のページをお開きください。200ページ、201ページになります。

備考欄の1事業目、財政課一般経常事務費につきましては、岩舟町の公会計システム等利用料及び栃木地区広域行政事務組合の固定資産管理台帳システム借上料並びに予算書等の印刷製本費206万1,126円が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。



次の財政調整基金積立金につきましては、財源の調整を行うことを目的とした基金であるとの趣旨を踏まえ、栃木市、岩舟町、栃木地区広域行政事務組合及び佐野地区広域消防組合の決算剰余金並びに基金の預金利子などを積み立てたものであります。

続きまして、4目会計管理費につきましてご説明をいたします。備考欄の2事業目、会計課一般経常事務費につきましては、事務用品代、栃木市及び旧岩舟町の収納代理金融機関への公金取り扱い手数料等の経常経費のほか、栃木市及び旧岩舟町の歳入歳出決算書等印刷製本費85万500円が主なものであります。

以上、3目財政管理費並びに4目会計管理費の説明を終了いたします。

○委員長（福富善明君） 天海課長。

○地域まちづくり課長（天海俊充君） 続きまして、2款1項5目財産管理費についてご説明いたします。

202、203ページをお開き願います。土地開発基金積立金につきましては、基金で保有する現金の運用による利子を積み立てた積立金であります。

1つ飛びまして、旧栃木中央小学校施設管理費につきましては、旧栃木中央小学校用地測量業務に係る測量、設計等委託料及び機械警備業務等施設管理に係る小学校施設管理委託料、受電設備の改修に係る高圧引き込み施設改修工事費が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（栃木）につきましては、処分可能財産管理委託料に係るもので、公有財産管理システムの保守管理業務委託料及び統合業務委託料が主なものであります。

次の処分可能財産売却事業費（栃木）につきましては、事務補助の臨時職員1名分の賃金及び一般競争入札による市有地売り払いに係る不動産鑑定評価手数料、河合町地内整地工事費等に係る整地等工事費が主なものであります。

次の財産管理事務費（栃木）につきましては、庁舎等の市有物件438件に対する火災保険料が主なものであります。

次の旧庁舎管理費につきましては、施設管理に係る光熱水費及び委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（栃木）につきましては、宿直警備等業務、受付等業務、設備環境管理業務等管理運営委託料及びパーティション、多目的展示パネル等庁内事務用器具購入費が主なものであります。

次の自動車管理費（栃木）につきましては、公用車の自動車共済保険料、共用車の自賠責保険料のほか燃料費、車検整備代等修繕料が主なものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、共用車として購入した普通乗用自動車1台、軽貨物自動車2台分の自動車購入費が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、基金利子を基金に積み立てたものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、東京都内の市有土地18件分の貸付収入及び土地売却収入、

借地権譲渡承諾料、基金の預金利子、株式配当金を基金に積み立てたものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、売り払い等に係る不動産鑑定評価手数料及び都内市有地の固定資産税相当額を東京都に対して支払う国有資産等所在市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、市有土地の売却収入及び基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、基金の預金利子を基金に積み立てたものであります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、皆川財産区から移管された市有山林の伐採作業の謝礼、森林国営保険料、みかも森林組合への負担金であります。

204、205ページをお開き願います。次の山本有三記念館屋根改修事業費につきましては、山本有三記念館の雨漏り改修に係る屋根改修工事費が主なものであります。

2つ飛びまして、処分可能財産管理事業費（大平）につきましては、融雪剤の塩化カルシウム等の消耗品が主なものであります。

次の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所の電話料及び機械警備、清掃委託などの管理運営委託料並びに電話交換機工事、健康福祉課移転に伴う工事などの大平総合支所整備工事費が主なものであります。

次の自動車管理費（大平）につきましては、大平総合支所の公用車の燃料費及び車検を含む修繕料が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（藤岡）につきましては、市有地除草等業務委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所の庁舎管理費でありまして、電話料、管理運営委託料及び本館空調設備の購入費が主なものであります。

次の自動車管理費（藤岡）につきましては、藤岡総合支所で使用する共用車の維持管理費でありまして、燃料費及び修繕料が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（都賀）につきましては、公有財産14カ所等の草刈り等をシルバー人材センターに委託した委託料であります。

次の庁舎管理費（都賀）につきましては、都賀総合支所庁舎等の管理運営委託料及び駐車場等の不動産賃借料が主なものであります。

次の自動車管理費（都賀）につきましては、共用車13台分の燃料費及び車検整備料等の修繕費が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（西方）につきましては、市有地管理のための除草等業務委託料が主なものであります。

次の財産管理事務費（西方）につきましては、金崎有料駐車場の側溝工事が主なものであります。

次の庁舎管理費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金及び電気料、水道料等の光熱費並びに庁舎管理運営委託料などが主なものであります。

次の自動車管理費（西方）につきましては、共用車の燃料費及び車検整備費等が主なものであります。

次の処分可能財産管理事業費（岩舟）につきましては、市有地の除草等に係る業務委託料が主なものであります。

次の庁舎管理費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の庁舎管理費でありまして、電話料及び機械警備等の管理運営委託料が主なものであります。

次の自動車管理費（岩舟）につきましては、支所で使用する共用車の燃料費が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、植栽地の下草刈りの業務委託料が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、小野寺地区市有林管理基金から生じた預金利子の基金への積立金であります。

以上で2款1項5目の財産管理費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 続きまして、2款1項6目企画費についてご説明をいたします。

206ページ、207ページをお開きいただきたいと思います。総合政策課一般経常事務費につきましては、職員の出張旅費、事務用品代等の経常経費のほか、東武日光鬼怒川線沿線活性化連絡協議会等への負担金が主なものであります。

次の行政評価システム改修委託事業費につきましては、新しい行政評価制度へ対応するための既存の財務会計システム改修委託料であります。

次の新市総合計画策定委託事業費につきましては、総合計画改訂版及びその概要版を作成するための委託料であります。

次の栃木市土地開発公社資金貸付金につきましては、汚染された土壌に関する対策費用であります。

次の栃木地区広域行政事務組合議会総務事業費につきましては、3月議会定例会会議録筆耕翻訳料が主なものであります。

次の観光ネットワークサイクリング事業につきましては、サイクルモードインターナショナル2014に出店するための出店負担金であります。

次の県南拠点まちづくり事業費につきましては、まちづくりの基礎資料とするための定住促進に関するアンケートを実施した際のアンケート郵送代が主なものであります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、ふるさと応援寄附記念品代が主なものであります。

2つ飛びまして、次の地域まちづくり課一般経常事務費（栃木）につきましては、事務用消耗品費及び庁用車燃料費が主なものであります。

次の地域自治制度検討事業費につきましては、地域自治制度検討委員会委員への報償金であります。

次の栃木地域まちづくり検討委員会運営費につきましては、栃木地域まちづくり検討委員会委員への報償金が主なものであります。

次のふるさと整備事業基金積立金及び東日本大震災復興推進基金積立金につきましては、基金の預金利子を積み立てたものであります。

1つ飛びまして、次の企画事務費（大平）、次の209ページに移りまして、1行目の企画事務費（藤岡）、2行目の企画事務費（都賀）、3行目の企画事務費（岩舟）につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

前にお戻りいただきまして、207ページ下から5行目になりますが、まちなかネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちなか17施設が組織的に活動するために設立した連絡団体の運営及び活動に対する補助金であります。

次のまちづくり関連情報紙印刷事業費につきましては、大平地域を紹介する情報紙の印刷製本費であります。

次のまちづくりスキルアップ委託費につきましては、おおひらコンシェルジュと大平町観光ブドウ園協議会との共同でブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの運營業務の委託料であります。

次の栃木市渡良瀬遊水地フェスティバル開催事業費につきましては、会場のテント及び放送機器等に係る会場製作委託料が主なものであります。

208、209ページをお開き願います。上から4行目、岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽を通して地域づくりに貢献しているNPO法人岩船山クリフステージに対する補助金であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 茂呂課長。

○大平総合支所地域まちづくり課長（茂呂浩司君） 続きまして、7目支所及び出張所費につきまして、所管部分のご説明をさせていただきます。

備考欄の2行目、大平地域自治区事業費につきましては、地域自治区長及び地域協議会委員の報酬であります。

次の地域協議会調査研究活動支援事業交付金（大平）につきましては、地域協議会だより発行などの活動に対する交付金であります。

次の藤岡地域自治区事業費につきましては、地域自治区長及び地域協議会委員の報酬であります。

次の地域協議会調査研究活動支援事業交付金（藤岡）につきましては、地域協議会だよりなどの発行などの活動に対する交付金であります。

1つ飛びまして、都賀地域自治区事業費につきましては、地域自治区長及び地域協議会委員の報酬であります。

次の地域協議会調査研究活動支援事業交付金（都賀）につきましては、地域協議会だより発行などの活動に対する交付金であります。

次の西方地域自治区事業費につきましては、地域自治区長及び地域協議会委員の報酬であります。

次の地域協議会調査研究活動支援事業交付金（西方）につきましては、地域協議会だより発行などの活動に対する交付金であります。

1つ飛びまして、地域協議会調査研究活動支援事業交付金（岩舟）につきましては、地域協議会だより発行などの活動に対する交付金であります。

次の岩舟地域自治区事業費につきましては、地域自治区長及び地域協議会委員の報酬であります。

続きまして、8目公平委員会費につきましてご説明させていただきます。210、211ページをお開きください。備考欄の公平委員会運営費につきましては、公平委員会開催時の委員報酬、出張時の費用弁償のほか、全国公平委員会連合会等への負担金などが主なものであります。

続きまして、9目恩給及び退職年金費につきましてご説明させていただきます。備考欄の恩給及び退職年金費につきましては、現行の年金制度が成立した昭和37年以前に退職した旧栃木市職員2人の遺族に対する退職年金扶助料であります。

以上、9目までの説明を終了します。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 10目につきましては所管外であります。

11目につきましてご説明申し上げます。次の212、213ページをお開きください。合併に伴う電算システム統合事業費につきましては、岩舟町との合併作業のためサーバー機器を借り上げましたが、合併後も継続して使用する必要がありましたので、その借上料であります。

次の総合行政ネットワーク管理費につきましては、国と地方自治体だけが接続するネットワークであります総合行政ネットワークの利用にかかわる経費であります。

次の情報端末管理費（栃木）につきましては、総合支所を含めた全市の一般事務用のパソコンのためのOA機器借上料及びウイルス対策などのソフトウェア使用料が主なものであります。

次のコンピューターネットワーク通信費につきましては、本庁舎、総合支所及び出先施設99カ所のコンピューターネットワーク接続のための回線使用料が主なものであります。

次の地域情報化事業費（栃木）につきましては、公的個人認証サービス機器の保守委託料が主なものであります。

次の財務会計システム費（栃木）につきましては、財務会計システムを運用するために必要なサ

ーバー機器の保守委託料及び借上料であります。

次の住民情報システム管理費であります。これは市の最も重要な情報の一つであります住民記録や税情報を扱うシステムのための経費であります。内訳としましては、一つは住民情報システムの運用のためのサーバー機器の保守委託料及び借上料であります。もう一つは、マイナンバー導入のためのシステム改修委託料及び機器利用負担金であります。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、内部情報システムの運用のためのサーバー機器の保守管理委託料、借上料及びソフトウェア使用料が主なものであります。

1つ飛びまして、情報端末管理費（大平）は、大平総合支所の職員用のパソコンのための消耗品費及び保守委託料が主なものであります。この後、各総合支所に情報端末管理費がございますが、全て同様でありますので、この後の説明は省略させていただきます。

次の統合型地理情報システム費は、これは（大平）とは書いてありませんが、これは大平総合支所の分でございます。大平の地図情報システムの保守委託料及び使用料であります。

次の電算システム事業費（大平）につきましては、大平総合支所の住民情報システム用パソコンのための保守委託料及び借上料が主なものであります。

4つ飛びまして、統合型地図情報システム費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の地図情報システムの保守委託料及び使用料であります。ちなみに、この統合型地図情報システムが導入されておりますのは、大平と岩舟のみであります。

最後の電算システム事業費（岩舟）につきましては、岩舟総合支所の住民情報システム用サーバー機器及びパソコンのための保守委託料及び借上料が主なものであります。

以上で11目の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 荒川課長。

○遊水地課長（荒川 明君） 続きまして、12目渡良瀬遊水地対策費についてご説明いたします。

214、215ページをお開き願います。備考欄2事業目の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、遊水地をより多くの方にPRするため、ハーツ姫とわたらせナイツという2体の着ぐるみの製作と、「ハートランドのかくれんぼ」という題目の絵本製作業務委託料62万7,480円が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地PR事業費につきましては、2012年7月にラムサール条約に登録された渡良瀬遊水地を広く市民にPRするため、シンガーソングライターでありますイルカ氏を講師に招き、自然をテーマにした講演会を開催した際の委託料50万円が主なものであります。

1つ飛びまして、藤岡遊水池会館管理費につきましては、集会施設として使用しています藤岡遊水池会館の臨時職員賃金及び天皇皇后両陛下の行幸啓に際し、段差解消などのバリアフリー対応や空調設備等の改修工事を実施しました藤岡遊水池会館改修工事費が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地対策事業費につきましては、建設常任委員会の所管となります。

以上で12目の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 続きまして、13目諸費につきましてご説明申し上げます。

備考欄の1事業目、市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険でありまして、市が賠償責任を負う場合の損害賠償責任保険と、市が主催する行事における事故等の補償保険の保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動支援の拠点として設置しております市民活動推進センターからの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の市民活動保険料につきましては、市民活動団体の社会活動貢献を支援するため、市民活動団体の活動中における事故等を補償する保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市からの文書等の配布をお願いしていることなどへのお礼としての報償金及び栃木市自治会連合会補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税等からの寄附金及び利子を市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

次の市民活動推進補助事業費につきましては、さまざまな社会貢献活動を行っている市民活動団体に対して財政支援を行うためのとちぎ夢ファール事業補助金が主なものであります。

次の市政功労者表彰等事業費につきましては、市政功労者17名、徳行者11名及び市民栄誉賞3名の各受賞者に対する記章、表彰盾及び記念品代が主なものであります。

続きまして、216、217ページをお開きください。備考欄2つ飛びまして3事業目、自衛官募集事務費につきましては、自衛隊父兄会への補助金4万円が主なものであります。

次の市税過誤納金還付費（市民税課）につきましては、市民税等の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳は過誤納還付金が654件、2,834万2,701円で、還付加算金が93件、53万4,200円であります。

次の市税過誤納金還付費（資産税課）につきましては、固定資産税等の過誤納還付を還付請求に基づき行うもので、内訳は過誤納還付金が24件、488万6,060円で、還付加算金が14件、106万200円であります。

続きまして、218、219ページをお開きください。所管関係部分は備考欄の上から6事業目、市税過誤納金還付費（大平）であります。この内訳は、過誤納還付金が127件、958万8,134円で、還付加算金が33件、29万1,600円であります。

次に、3つ飛びまして、市税過誤納金還付費（藤岡）につきましては、内訳は誤納還付金が85件、710万2,738円で、還付加算金が23件、14万7,000円であります。

次に、4つ飛びまして、市税過誤納金還付費（都賀）につきましては、内訳は過誤納還付金が94件、

198万3,610円で、還付加算金が5件、1万1,900円であります。

次に、1つ飛びまして、市税過誤納金還付費(西方)につきましては、内訳は過誤納還付金が35件、362万2,215円で、還付加算金が12件、60万1,300円であります。

次に、2つ飛びまして、市税過誤納金還付費(岩舟)につきましては、内訳は過誤納還付金が126件、799万3,970円で、還付加算金が37件、20万7,200円であります。

以上で13目の説明を終わらせていただきます。

○委員長(福富善明君) 宮脇次長。

○監査委員事務局次長(宮脇康子君) 続きまして、2款1項14目庁舎整備費につきましてご説明いたします。

引き続き、218、219ページをお開き願います。備考欄の市庁舎整備事業費につきましては、市庁舎整備事業に係る土地購入費及び用地取得に伴う物件移転等損失補償金であります。

次の旧岩舟町役場本庁舎解体事業費につきましては、庁舎解体のための設計業務委託料であります。

続きまして、次のページ、220、221ページをお開きください。2款2項1目税務総務費につきましてご説明いたします。備考欄をごらんください。2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税電子化協議会負担金が主なものであります。

3行目の固定資産評価審査委員会運営費につきましては、全て固定資産評価審査委員会開催時の委員報酬であります。

以上で2款2項1目の説明を終わらせていただきます。

○委員長(福富善明君) 島田課長。

○資産税課長(島田隆夫君) 続きまして、2款2項2目賦課徴収費につきましてご説明いたします。

備考欄2行目の諸税賦課事務費(栃木)につきましては、軽自動車税賦課事務に係る電算処理委託料及びとち介オリジナルナンバープレート作成委託料が主なものであります。

次の市民税賦課事務費(栃木)につきましては、市民税申告事務等に係る臨時職員2名分の賃金、市民税賦課事務に係る電算処理委託料、同じくOA機器保守料、OA機器借上料及び電子申告や年金特別徴収等に伴う電子申告支援サービス利用料が主なものであります。

次の資産税賦課事務費(栃木)につきましては、固定資産税及び都市計画税の賦課等に要する電算処理委託料、評価支援システム等のOA機器保守料、地籍図の分合筆等の地図情報を更新する評価支援システムデータ移動委託料、TASK用パソコン及び家屋評価支援システム等のOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成27年度課税に対する時点修正のための土地鑑定手数料と、次の223ページの備考欄1行目をごらんいただきたいのですが、3年に1度の評価替えである平成27年基準年度評価替えのための路線価の付設や画地計測など、各筆の課税要件を電



子データ化する土地評価替え業務委託料であります。

次の固定資産税課税地図情報整備事業費につきましては、岩舟地域を除く市内全域において地籍修正編さん図上で家屋外形図と課税データをリンクさせる固定資産評価支援システム整備業務委託料であります。

次の市税徴収事務費（栃木）につきましては、収税消し込みに係る電算処理委託料、損害賠償の履行等を求める住民訴訟に伴う訴訟代理人への裁判弁護士委託料、T A S KのO A機器借上料、ソフトウェア使用料が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（栃木）につきましては、市税等収納員2名分の報酬、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の市税等徴収指導員設置事業費につきましては、職員を対象に5回行いました徴収事務研修会の講師謝金であります。

次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、市税のコンビニ収納における納付書取扱手数料、ソフトウェア使用料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、電話催告業務員2名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（大平）につきましては、法令集追録代を含む事務用消耗品代の需用費であります。

次の市民税賦課事務費（大平）につきましては、臨時職員賃金のほか事務用消耗品代が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（大平）につきましては、参考図書を含む事務用消耗品代などの事業費であります。

次の市税徴収事務費（大平）につきましては、公用車燃料代及び公用車車検時修理代などの需用費のほか、公用車自賠責保険料などの役務費が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（大平）につきましては、市税等収納員2名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市民税賦課事務費（藤岡）につきましては、市民税賦課事務に係るO A機器借上料と臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の市税徴収事務費（藤岡）につきましては、収税担当用公用車の燃料代が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（藤岡）につきましては、市税等収納員1名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（都賀）につきましては、プリンター用トナーなどの事務用消耗品代であります。

次の市民税賦課事務費（都賀）につきましては、税務システム関連のO A機器借上料のほか申告受け付け事務等に関する臨時職員1名分の賃金などが主なものであります。

次の資産税賦課事務費（都賀）につきましては、OA機器借上料が主なものであります。

次の市税徴収事務費（都賀）につきましては、税務課専用公用車の燃料代が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（都賀）につきましては、市税等収納員1名分の報酬であります。

次の諸税賦課事務費（西方）につきましては、軽自動車税の納税通知書発送に係る郵送代が主なものであります。

次の市税賦課事務費（西方）につきましては、OA機器借上料及び保守料が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（西方）につきましては、固定資産税の納税通知書発送に係る郵送代が主なものであります。

次の市税徴収事務費（西方）につきましては、滞納者に対する催告書及び差し押さえ調書等の郵送代が主なものであります。

次の諸税賦課事務費（岩舟）につきましては、事務用消耗品代及び郵送代が主なものであります。

次の市税賦課事務費（岩舟）につきましては、申告支援システムのハード一式のリースレンタル料及び申告受け付け事務等の臨時職員賃金が主なものであります。

次の資産税賦課事務費（岩舟）につきましては、岩舟地域分の評価替えのための土地調査等を委託する固定資産税評価基礎資料整備業務委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費（岩舟）につきましては、財産管理人指定手数料30万円が主なものであります。

次の市税等収納率向上事業費（岩舟）につきましては、市税等収納員1名の昨年8月から今年3月までの7カ月分の報酬であります。

以上で2款2項2目賦課徴収費の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 野中次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 3項の戸籍住民基本台帳費につきましては、所管外のため省略させていただきます。

続きまして、4項選挙費について説明させていただきますので、恐れ入りますが、228、229ページをお開きください。まず、1目選挙管理委員会費であります。右側の備考欄3つ目の選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理システムのソフトウェア使用料のほか選挙管理委員4名分の報酬98万9,729円などが主なものであります。

続きまして、230、231ページをお開きください。2目選挙啓発費であります。右側の備考欄の選挙啓発費につきましては、満20歳になって選挙権を取得した新成人に送付しております選挙啓発用冊子の購入費30万6,376円並びに明るい選挙啓発ポスターコンクールの応募者への記念品代が主なものであります。

次に、3目市長及び市議会議員選挙費であります。右側の備考欄2つ目の市長及び市議会議員選挙費につきましては、備考欄記載のものほかに、選挙事務に従事いたしました職員に対する時

間外勤務手当等2,613万7,672円及び本庁舎及び総合支所に設置します選挙啓発用の懸垂幕、横断幕及び各投票所で使用します消耗品などの費用が含まれております。

次の投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所11カ所、当日の投票所86カ所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の郵便料につきましては、投票所の入場券約8万通分の郵送料が主なものであります。

次の公営ポスター掲示板設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置いたしましたポスター掲示場503カ所の設置及び撤去に係る業務委託料であります。

次の電算処理委託料につきましては、投票所の入場券作成に係る委託料であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所に設置いたしましたプレハブの期日前投票所のリース料等であります。

次の法定負担金につきましては、選挙運動用はがき488万2,533円、ポスター作成1,771万9,623円、自動車借り上げ428万5,512円等に係る法定負担金が主なものであります。

次に、4目県議会議員選挙費であります。右側の備考欄2つ目の県議会議員選挙費につきましては、備考欄記載のものほかに選挙事務に従事いたしました職員に対する時間外勤務手当及び各投票所で使用します消耗品などの費用が含まれております。

次の電算処理委託料につきましては、投票所の入場券作成に係る委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置いたしましたポスター掲示場475カ所の設置及び撤去に係る委託料であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、イオン栃木店、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所に設置いたしましたプレハブの期日前投票所のリース料等であります。

次の選挙用事務用備品購入費につきましては、選挙システム用パソコン、プリンター186万5,268円及び投票用紙自動交付機47万5,200円が主なものであります。

続きまして、232、233ページをお開きください。5目土地改良区総代選挙費であります。こちらは昨年12月に栃木市東部土地改良区におきまして任期満了に伴う総代選挙を実施いたしました。無投票にて当選人が確定しましたので、執行経費につきましては選挙長及び立会人報酬が主なものであります。

次に、6目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費であります。右側の備考欄上から2行目の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費につきましては、備考欄記載のものほかに選挙事務に従事いたしました職員に対する時間外勤務手当3,070万7,274円及び本庁舎及び総合支所に設置します選挙啓発用の懸垂幕、横断幕及び各投票所で使用します消耗品などの費用が含まれております。

次の投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所11カ所、当日の投票所86カ所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の郵便料につきましては、投票所の入場券約8万通分の郵送料が主なものであります。

次の選挙公報等折込手数料につきましては、選挙公報を新聞各紙へ折り込むための手数料であります。

次の電算処理委託料につきましては、投票所入場券の作成委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去業務委託料につきましては、選挙管理委員会が設置いたしましたポスター掲示場591カ所の設置及び撤去に係る委託料であります。

次の仮設期日前投票所借上料につきましては、大平総合支所、藤岡総合支所、都賀総合支所に設置いたしましたプレハブの期日前投票所のリース料であります。

次の投票所備品等借上料につきましては、期日前投票所用の備品及び開票所用の長机のリース料であります。

次の選挙事務用備品購入費につきましては、投票用紙読み取り分類機の購入費であります。

以上で4項選挙費についての説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 榎本課長。

○契約検査課長（榎本佳和君） 続きまして、5項統計調査費からご説明いたします。

234、235ページをお開きください。1目統計調査総務費であります。備考欄の1行目、統計事務費につきましては、統計調査員確保対策事務用消耗品代が主なものであります。

続きまして、2目基幹統計調査費についてご説明いたします。備考欄の1行目、工業統計調査事務費につきましては、工業統計調査を行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

次の学校基本調査事業費につきましては、調査事務用消耗品代が主なものであります。

次の経済センサス事業費につきましては、経済センサスを行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

次の国勢調査事業費につきましては、臨時職員賃金が主なものであります。

次の農林業センサス事業費につきましては、農林業センサスを行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

次の全国消費実態調査事業費につきましては、全国消費実態調査を行った指導員や調査員に対する非常勤職員報酬が主なものであります。

続きまして、6項監査委員費についてご説明いたします。1目監査委員費であります。備考欄の2行目、監査委員運営費につきましては、監査委員2名分の報酬が主なものであります。

以上で2款総務費までの説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 続きまして、9款1項1日常備消防費についてご説明をいたします。

348ページ、349ページをお開きください。備考欄5行目の消防総務課一般経常事務費につきまし

ては、事務用品等の消耗品費、車両の燃料費が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校などの会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、電話回線使用料のほか光熱水費が主なものであります。

次の消防本部運営費につきましては、防火衣等購入費のほか消防職員用被服消耗品が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬が主なものであります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、事務用品等の経常経費が主なものであります。

次の警防課一般経常事務費につきましては、救急医療情報システム端末及び携帯電話利用料が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、事務用品等の経費のほか、岩舟分署の消防OAシステム端末の購入費が主なものであります。

次の消防署共通管理費につきましては、当直消防隊員に係る仮眠室寝具借上料のほか、大型油圧救助器具賃借料及びコピー機賃借料が主なものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、庁舎の光熱水費のほか消防車両の燃料費及び携帯電話利用料が主なものであります。

次の大平分署管理運営費から次ページの351ページ、西方分署管理運営費までにつきましては、庁舎の光熱水費、消防車両の燃料費及び電話回線使用料が主なものであります。

次の岩舟分署管理運営費につきましては、器具購入費のほか庁舎の光熱水費、消防車両の燃料費及び電話回線使用料が主なものであります。

以上で1目常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 柏崎課長。

○予防課長（柏崎一夫君） 続きまして、2目非常備消防費についてご説明いたします。

備考欄の消防団運営費（栃木）につきましては、栃木市消防団員1,180名の報酬、消防団員が火災等の災害または各種訓練等に出場した延べ145回、1万4,234人の費用弁償、消防団員等が火災現場等において負傷した場合の補償及び退職報償金の栃木県市町村総合事務組合への負担金及び消防団互助会補助金が主なものであります。

次の消防団運営費（大平）、（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましては、消防ポンプ車等の車検整備費用及び燃料代が主なものであります。

以上で2目非常備消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 白石課長。

○警防課長（白石 進君） 続きまして、3目消防施設費についてご説明をいたします。

備考欄3行目の消防施設維持管理費（栃木）につきましては、消防団器具置き場の光熱水費のほか防火水槽撤去工事費が主なものであります。

次の消防施設維持管理費（大平）につきましては、防火水槽撤去及び新設工事費が主なものであります。

次の消防施設維持管理費（藤岡）につきましては、防火水槽撤去工事費のほか消防団器具置き場の光熱水費が主なものであります。

次の消防施設維持管理費（都賀）から、次ページの352ページから353ページ、消防施設維持管理費（西方）、消防施設維持管理費（岩舟）につきましては、消防団器具置き場の光熱水費及び消防団器具置き場の修繕費が主なものであります。

353ページをお開きください。6行飛びまして、消火栓設置負担金（栃木）につきましては、消火栓14基分の消火栓設置工事費等負担金であります。

次の消火栓管理負担金につきましては、消火栓2,945基分の消火栓維持管理費負担金であります。

1つ飛びまして、消防本部庁舎施設維持費につきましては、空調設備修繕などの維持補修費が主なものであります。

次の消防団機械器具置場等整備事業費につきましては、測量、設計等委託料及び機械器具置場敷地購入費が主なものであります。

1つ飛びまして、器材等管理費につきましては、消防業務用資機材等の保守点検手数料、業務委託料が主なものであります。

次の消防車等管理費につきましては、消防車両等の修繕料が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両等の修繕料が主なものであります。

1つ飛びまして、消防・救急等資機材購入事業費につきましては、AEDの購入費であります。

次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、人工呼吸訓練用消耗品等の購入費が主なものであります。

次の通信指令システム費につきましては、光回線使用料、位置情報通知システム統合改修委託料、消防指令装置保守点検委託委託料、消防OA機器借上料等が主なものであります。

次に、354、355ページをお開きください。355ページの備考欄上から5行目の栃木消防署施設維持費につきましては、庁舎の維持補修費が主なものであります。

1つ飛びまして、大平分署施設維持費につきましては、庁舎施設及び設備のふぐあい箇所の修理費が主なものであります。

次の藤岡分署施設維持費につきましては、車庫改修工事費が主なものであります。

次の都賀分署施設維持費から岩舟分署施設維持費までにつきましては、庁舎施設及び設備のふぐあい箇所の修理費が主なもので、事業内容は同じものであります。

続きまして、4目水防費についてご説明いたします。備考欄の水防対策事業費につきましては、水防に関する消耗品、土のう袋、ブルーシート及び水防材料の土のう用砂の購入費が主なものであります。

次の1市1町合同水防演習事業費につきましては、野木町と合同開催しました水防演習費の負担金であります。

以上で9款1項3目消防施設費、4目水防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 続きまして、5目災害対策費について説明させていただきます。

右側の備考欄をごらんください。3つ飛びまして、移動系防災行政無線拡張整備事業費につきましては、岩舟地域への移動系防災行政無線拡張整備に係る工事費、それからこどもサポートセンター、栃木公民館、大平南小及び大平南中の移動系防災行政無線の移設に係る工事費であります。

1つ飛びまして、356、357ページをお開きください。右側の備考欄をごらんください。1行目の危機管理事業費につきましては、栃木市国民保護計画の製本代が主なものであります。

2行目の防災情報ステーション整備事業費につきましては、防災情報ステーション及び無線アクセス装置整備工事実施設計委託料、それと防災情報ステーション及び無線アクセス装置整備工事費であります。

続きまして、10款2項1目学校管理費におきまして、総務部所管分の項目がございますので、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、366、367ページをお開きください。備考欄下から4つ目、旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、機械警備業務等施設管理に係る小学校施設管理委託料が主なものであります。

続きまして、12款公債費についてご説明します。恐れ入りますが、400、401ページをお開きください。12款1項1目備考欄の市債償還元金につきましては、市債償還の元金分として財務省財政融資資金等からの借り入れに対する償還金であります。

次に、2目備考欄の市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき利子分を支払ったものであります。

次の積立基金繰替運用利子につきましては、積立基金の繰替運用に係る利子であります。

次に、3目備考欄の公債諸費につきましては、証券発行により借り入れた市債の返済手数料であります。

402、403ページをお開きください。13款1項1目予備費であります。予備費の充用につきましては、備考欄にありますとおり、款項目の単位で22件あります。いずれも年度途中において不測の事態により現計予算に不足が生じたため、予備費より充用させていただいたものであります。

最初に、2款1項1目一般管理費への充用につきましては、建築士、不動産鑑定士に対する源泉所得税の徴収漏れがあったことから、税務署に対し源泉所得税及び不納付加算税を納付する必要が

あるため、予備費により対応したものであります。

次の２款１項５目財産管理費への充用につきましては、旧栃木中央小敷地内の倒木のおそれがある樹木を早急に伐採するため、予備費により対応したものであります。

次の２款１項６目企画費への充用につきましては、ふるさと納税に対する御礼品代に不足が生じたため、予備費により対応したものであります。

次の２款１項１２目渡良瀬遊水地対策費への充用につきましては、天皇皇后両陛下の藤岡遊水池会館にご訪問に当たり各種改修工事が必要になったため、予備費により対応したものでございます。

次の２款１項１３目諸費への充用につきましては、真名子夢ホールの浄化槽の早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の３款１項１目社会福祉総務費への充用につきましては、渡良瀬の里及びあいあいプラザのエアコンが故障し、早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の３款２項４目児童福祉施設費への充用につきましては、とちぎコミュニティプラザの受水槽及び非常用照明の早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の３款２項５目保育所費への充用につきましては、部屋保育園敷地内の倒木のおそれのある樹木を早急に伐採するため、予備費により対応したものであります。

次の３款４項１目災害救助費への充用につきましては、竜巻や火災等により被害を受けた方への災害見舞金に不足が生じたため、予備費により対応したものであります。

次の４款１項３目環境衛生費への充用につきましては、省エネ地球温暖化対策としてクールシェア事業を緊急に実施することになったため、予備費により対応したものであります。

次の４款１項６目保健施設費への充用につきましては、都賀保健センターの給水管が老朽化し、漏水が生じたことから、早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の６款１項２目農業総務費への充用につきましては、公用車の事故により損害賠償金の支払いが生じたため、予備費により対応したものであります。

次の６款１項５目農地費への充用につきましては、栃木市東部土地改良区、藤岡土地改良区、大岩藤土地改良区の揚水施設等及び西前原排水機場の設備が故障し、早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の７款１項１目商工総務費への充用につきましては、公用車の事故により損害賠償の支払いが生じたため、予備費により対応したものであります。

次の７款１項４目観光費への充用につきましては、浅草駅でとちぎ秋まつりの階段広告を実施することになり、事業主体である栃木市観光協会への補助金を増額するため、予備費により対応したものであります。

次の８款１項１目土木総務費への充用につきましては、公用車の事故により損害賠償金の支払いが生じたため、また慰謝料請求調停事件により弁護士費用が必要になったため、予備費により対応



したものであります。

次の8款4項5目公園費への充用につきましては、つがの里の山桜の枝折れ防止のため支柱の設置が必要になったため、また中久保第一公園の遊具、トイレ及びつがの里ふるさとセンターのエアコンの故障により早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の9款1項1目常備消防費への充用につきましては、消防訓練中の物損事故により損害賠償金の支払いが生じたため、予備費により対応したものであります。

次の9款1項3目消防施設費への充用につきましては、大平分署車庫のシャッター及び消防本部のサイレン吹鳴装置が破損し、早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の10款1項2目事務局費への充用につきましては、損害賠償請求事件により弁護士費用が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の10款5項2目公民館費への充用につきましては、皆川公民館敷地内の倒木のおそれがある樹木を早急に伐採するため、また大宮公民館のエアコンが故障し、早急な修理が必要になったため、予備費により対応したものであります。

次の10款5項4目文化財保護費への充用につきましては、市指定文化財である大平山神社本殿の裏側の崖が崩落し、早急に措置を講じる必要があったため、予備費により対応したものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時27分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

---

○委員長（福富善明君） 歳入等の説明をお願いいたします。

福島課長。

○収税課長（福島 司君） それでは、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の58、59ページをお開きください。栃木市一般会計歳入歳出決算書事項別明細書によりご説明申し上げます。1款市税であります。収入済額は219億2,099万5,080円、収入未済額は17億2,725万6,869円でありまして、予算現額に対し歳入済額は15億5,460万5,080円上回っております。また、歳入済額は前年度に比較し23億6,210万1,905円の増、率にして12.1%上回っております。

次に、税目ごとに説明を申し上げます。1項市民税につきましては、収入済額96億92万1,575円でありまして、前年度に比較し10億754万5,057円の増、率にして11.7%上回っております。そのう

ち1目個人につきましては、収入済額75億2,055万8,645円でありまして、前年度に比較し8億6,084万9,184円の増、率にして12.9%上回っております。その主な要因といたしましては、均等割が500円増加したこと、また収入率が上昇したことなどにより増となったものであります。

1節現年課税分の備考欄の還付未済金11万5,721円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済金29万6,425円につきましては、修正申告等により発生した41件分の還付未済金であります。

次に、2目法人につきましては、収入済額20億8,036万2,930円でありまして、前年度に比較し1億4,669万5,873円の増、率にして7.6%上回っております。その主な要因といたしましては、緩やかな景気の回復基調を反映したことにより増となったことによるものであります。

次に、2項固定資産税につきましては、収入済額99億2,106万1,008円でありまして、前年度に比較し11億8,249万1,039円の増、率にして13.53%上回っております。そのうち1目固定資産税につきましては、収入済額96億9,900万508円でありまして、前年度に比較し11億8,871万6,539円の増、率にして13.97%上回っております。その主な要因といたしましては、合併により岩舟地域分が増えたこと及び消費税増税前の駆け込み需要による家屋の新增築分が増えたこと等によるものであります。

1節現年課税分の備考欄の還付未済金7万7,700円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済金1万2,480円につきましては、二重納付等による14件分の還付未済金であります。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、収入済額2億2,206万500円でありまして、前年度に比較し622万5,500円の減、率にして2.7%下回っております。その要因といたしましては、償却資産が減価償却により資産価値が減少したためであります。

次に、3項軽自動車税につきましては、収入済額3億1,987万9,865円でありまして、前年度に比較し4,985万5,865円の増、率にして18.5%上回っております。その主な要因といたしましては、軽自動車の大型化、高性能化が図られてきたこと、また維持費が安いことや低燃費であることなどから軽自動車の需要が増加したことによる増となったものであります。

恐れ入りますが、60、61ページをお開きください。1節現年課税分の備考欄の還付未済金1万6,200円及びその下の2節滞納繰越分の還付未済金4,000円につきましては、二重納付等による5件分の還付未済金であります。

次に、4項市たばこ税につきましては、収入済額11億9,798万6,070円でありまして、前年度に比較し1億2,174万8,764円の増、率にして11.3%上回っております。市たばこ税は、健康志向の高まりや喫煙可能な場所が減っていることなどにより減少傾向にありますが、合併分の合算により増となったものであります。

次に、5項鉱産税につきましては、収入済額360万5,200円でありまして、前年度に比較し32万5,800円の増、率にして9.9%上回っております。

次に、6項特別土地保有税につきましては、収入済額5万円でありまして、前年度に比較し5万

円の増であります。なお、旧岩舟町との合併により滞納繰越分の調定が増加しております。

次に、7項入湯税につきましては、収入済額1,259万5,100円でありまして、前年度に比較し25万5,450円の減、率にして2%下回っております。

次に、8項都市計画税につきましては、収入済額8億6,489万6,262円でありまして、前年度に比較し34万830円の増、率にして0.04%上回っております。その要因としては、新築家屋の消費税増税前の駆け込み需要に伴う増加が影響しているものであります。

1節現年課税分の備考欄の還付未済金4,700円及び次のページ、2節滞納繰越分の還付未済金610円につきましては、二重納付等による3件分の還付未済金であります。

以上で1款市税につきましてはの説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 飯塚課長。

○藤岡総合支所地域まちづくり課長（飯塚 勝君） 続きまして、64、65ページをお開きください。

2款地方譲与税から所管関係部分につきましてはご説明を申し上げます。

2款1項1目1節、備考欄の地方揮発油譲与税につきましては、国税の揮発油税とあわせて課税されます地方揮発油税の42%に相当する額が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ1,154万8,000円、7.3%の増となっております。

次の2項1目1節、備考欄の自動車重量譲与税につきましては、国税であります自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ3,760万6,000円、10.4%の増となっております。

次の3項1目1節、備考欄の地方道路譲与税であります。平成21年に地方道路譲与税法の一部改正により地方揮発油譲与税に改められましたが、こちらは改正前の地方道路譲与税の交付分であります。

次に、66、67ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の利子割交付金につきましては、県が利子等の支払いを受ける者に課税し徴収します利子割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ19万8,000円、0.6%の減となっております。

次に、68、69ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の配当割交付金につきましては、県が上場株式等の配当に課税し徴収します配当割収入額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ7,233万2,000円、114.9%の増となっております。

次に、70、71ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式の譲渡益に課税される県民税株式等譲渡所得割額の59.4%が、個人県民税を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ2,748万9,000円、27.1%の減となっております。

次に、72、73ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄1行目の地方消費税交付金につきましては、従前の消費税5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業者数を基礎として市町村に交付されたものであります。前年度に比べ1億8,773万1,000円、

13.7%の増となっております。

次の社会保障財源化分につきましては、税率引き上げ分の3%のうち0.7%が地方消費税となり、社会保障施策の財源として、その2分の1に相当する額が人口を基礎として市町村に交付されたものであります。

次に、74、75ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄のゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が所在市町村に交付されたものであります。前年度に比べ670万1,110円、1.8%の減となっております。

次に、76、77ページをお開きください。8款1項1目1節、備考欄の自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税額の66.5%が、市町村の道路の延長と面積を基礎として交付されたものであります。前年度に比べ7,056万8,000円、44.5%の減となっております。

次に、78、79ページをお開きください。9款1項1目1節、備考欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン特別控除の実施に伴う住民税の減収を補填するために交付されたものであります。前年度に比べ306万4,000円、3.3%の増となっております。

次に、80、81ページをお開きください。10款1項1目1節、備考欄1行目の普通交付税につきましては、算出しました基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されたものであります。前年度に比べ7億3,727万7,000円、8.4%の増となっております。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定により交付される普通交付税では反映できない個別具体的な事情が考慮され、交付されたものであります。前年度に比べ1億4,330万9,000円、10.9%の増となっております。

なお、地方交付税全体では、前年度と比べ8億8,058万6,000円、8.7%の増となっております。

次に、82、83ページをお開きください。11款1項1目1節、備考欄の交通安全対策特別交付金につきましては、道路交通法による反則金を原資としまして交通安全施設整備のために交付されるもので、交通事故の件数や人口集中地区の人口、また改良済みの道路の延長などを基礎として交付されたものであります。前年度に比べ27万1,000円、1.3%の減となっております。

次に、84、85ページをお開きください。12款1項1目1節選挙費負担金の備考欄の土地改良区総代選挙費負担金につきましては、栃木市東部土地改良区の総代選挙に要した経費として土地改良区から納入された負担金であります。

次に、86、87ページをお開きください。12款1項4目1節消防費負担金の備考欄の東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、消防本部が管轄します高速道路上での救急業務に係る経費として東日本高速道路株式会社から支払われた負担金であります。

以上で12款1項4目の消防費負担金までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 田嶋課長。

○都賀総合支所地域まちづくり課長（田嶋 亘君） 続きまして、88、89ページをお開きください。

13款使用料及び手数料から所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

1項1目1節総務管理使用料の備考欄をごらんください。市民活動推進センター敷地使用料につきましては、敷地内にN T Tが設置した電柱の使用料であります。

次の天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次の庁舎等使用料につきましては、庁舎敷地内にあります電柱、電話柱等の使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料（地域まちづくり課）（大平）につきましては、電柱、電話柱等の使用料などが主なものであります。以下、行政財産使用料（地域まちづくり課）（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様でありますので、説明を省略させていただきます。

次の藤岡遊水池会館使用料につきましては、藤岡遊水池会館を会議等で使用する一般利用者の使用料であります。

2つ飛びまして、金崎有料駐車場使用料（西方）につきましては、全40区画中、年間契約14区画と月払い契約23区画分の使用料であります。

次に、備考欄一番下、行政財産使用料（地域まちづくり課）（岩舟）（岩舟町承継）につきましては、平成25年度下半期分の総合支所の自動販売機設置による使用料であります。

次に、少し飛びまして、98、99ページをお開きください。所管部分は、下段8目1節消防使用料でありまして、備考欄の1行目、消防施設敷地使用料（栃木）につきましては、栃木市消防団栃木方面隊第5分団の器具置き場敷地及び防火水槽敷地に設置されております電柱及び支線柱の敷地使用料であります。

次の行政財産使用料（消防総務課）につきましては、消防本部、消防署、各分署内自動販売機等の敷地使用料であります。

次の消防施設敷地使用料（西方）につきましては、栃木市消防団西方方面隊第4分団の器具置き場敷地内に設置されております電柱の敷地使用料であります。

以上で13款1項までの説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 田口課長。

○西方総合支所地域まちづくり課長（田口幸雄君） 続きまして、106、107ページをお開きください。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務管理手数料であります。備考欄の認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体に係る告示事項証明書等の発行手数料10件分であります。

続きまして、2節徴税手数料であります。備考欄中、諸証明手数料（栃木）、（大平）、（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましては、所得証明や評価証明などの発行手数料でありまして、本庁並びに各総合支所を合わせまして4万4,500件分の手数料収入でございます。同様に公簿交付手数料につきましては、地籍図や名寄せ帳等の交付手数料であります。本庁並びに各総合支所を合わせまして4,220件分の手数料収入でございます。

次の市税督促手数料につきましては、4万6,023件分の督促手数料収入であります。

続きまして、114、115ページをお開きください。6目消防手数料であります。備考欄の危険物施設設置許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための危険物施設の設置許可や、これらの施設の変更許可の手数料であります。

次の緊急搬送証明等手数料につきましては、緊急搬送に係る証明手数料でございます。

続きまして、120、121ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目消防費国庫補助金についてご説明させていただきます。備考欄の地方公共ネットワーク等強じん化事業費補助金につきましては、公衆無線LAN等を市内7施設15カ所に整備いたしました防災情報ステーション整備事業に係る国からの補助金でございます。

次に、123ページになりますが、備考欄1事業目の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、栃木市消防署の高規格救急自動車の購入に係る国からの補助金でございます。

続きまして、124、125ページをお開きください。6目総務費国庫補助金、備考欄のがんばる地域交付金につきましては、地域活性化を目的に国の平成25年度補正予算において1回限りの特別措置として創設されたものであり、総合運動公園施設整備事業ほか4事業に充当いたしております。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、国が進めております番号制度に対応するためのコンピューターシステムの改修費に対する国庫補助金であります。

続きまして、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金について説明いたします。備考欄、自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることになっている自衛官の募集事務に係る経費として、防衛省からの委託金でございます。

以上で14款までの説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 三柴課長。

○岩舟総合支所地域まちづくり課長（三柴浩一君） 続きまして、128、129ページをお開きください。15款県支出金についてご説明いたします。

2項1目1節総務管理費補助金、備考欄の1事業目、わがまち協働推進事業交付金につきましては、栃木市民第九合唱事業、栃木市岩舟町合併記念、平成26年とちぎ秋まつり事業、例幣使道沿線観光誘客推進事業並びに自転車を活用した地域活性化事業の市負担金に対し、県から補助金として交付されたものでございます。

次の市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるものであり、権限移譲に関する事務費や農業集落排水事業等に対し交付されたものであります。

次のページをお開きください。備考欄1事業目の市町村合併支援交付金につきましては、合併した市町村に対し、合併に伴う財政負担の軽減、合併後の行政の円滑な推進及び合併による新たなまちづくりを支援することを目的に交付されたものであります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、自主防災組織の設立及び運営に係る県か

らの事業補助金であります。

次に、備考欄5事業目、在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人にかかわる選挙人名簿登載事務や大使館等への連絡経費に対する交付金であります。

138、139ページをお開きください。3項1目1節徴税费委託金、県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対しての委託金であります。

次の県税徴収委託金（岩舟町承継）につきましては、平成26年1月から3月の3カ月分の県民税徴収委託金であり、合併前の旧岩舟町に歳入となるべきものでしたが、実際に県から入金になったのが栃木市との合併後の平成26年5月30日であったため、岩舟町承継分として本市への歳入としたものであります。

続きまして、3節県議会議員選挙委託金につきましては、本年4月12日に執行いたしました栃木県議会議員選挙に要しました経費の一部に対する委託金であります。

続きまして、4節統計調査費委託金、備考欄の1事業目、統計調査員確保対策事業委託金につきましては、統計調査協力員を確保し、その資質向上を図るための支出経費について、全額が委託金として交付されるものであります。

次の経済センサス委託金、工業統計調査委託金、農林業センサス委託金、141ページに移りまして国勢調査委託金、全国消費実態調査委託金、学校基本調査委託金につきましては、国の基幹統計調査に伴う支出経費について、全額が委託金として交付されるものであります。

続きまして、5節衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金につきましては、昨年12月14日に執行いたしました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要しました経費に対する委託金であります。

以上、15款県支出金所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 勅使川原課長。

○大平総合支所税務課長（勅使川原成好君） 続きまして、16款財産収入の所管部分につきましてご説明いたします。

142ページ、143ページをお開きください。1項1目1節土地建物貸付収入の備考欄をごらんください。市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、とちぎ市民活動推進センター内の自動販売機設置に係る貸付収入であります。

次の市有土地貸付収入（栃木）につきましては、東京都内の市有土地18件や平川の県営住宅、沼和田町の県南児童相談所敷地など市内の市有土地20件、合計38件の土地貸付収入と旧栃木警察署敷地など未利用地の短期貸し付けに係る貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（栃木）につきましては、山本有三記念館建物等貸し付けの貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、本庁舎に設置しております自動販売機や証明写真機、

広告事業における貸付収入及び庁舎1階、株式会社東武宇都宮百貨店への貸付収入が主なものであります。

次の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、旧栃木中央小学校屋上に設置しております太陽光発電施設の貸付収入であります。

次に、146ページ、147ページをお開きください。備考欄上から3行目、市有土地貸付収入（大平）につきましては、栃木警察署富田駐在所等への土地貸付収入であります。

次に、2行飛びまして、市有土地貸付収入（藤岡）につきましては、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団への土地貸付収入が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（藤岡）につきましては、藤岡遊水池会館内の一部を一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団が事務所として使用しており、これに係る貸付収入及び市庁舎内の自動販売機設置に係る貸付収入であります。

次に、3行飛びまして、市有土地貸付収入（都賀）につきましては、旧家中保育所の土地貸付収入が主なものであります。

次の市有建物貸付収入（都賀）につきましては、市庁舎内の自動販売機設置に係る貸付収入が主なものであります。

次に、2行飛びまして、市有土地貸付収入（西方）につきましては、一般住宅敷地及び自治会公民館等に対する貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入（西方）につきましては、市庁舎内の自動販売機設置等に係る貸付収入であります。

次に、2行飛びまして、市有土地貸付収入（岩舟）につきましては、小野寺地区市有林の貸付収入が主なものであります。

続きまして、2目1節利子及び配当金につきましてご説明いたします。148ページ、149ページをお開きください。備考欄1行目の株式配当金（総合政策課）につきましては、栃木ガス株式会社の株式配当金であります。

次の土地開発基金利子から5行下の東日本大震災復興推進基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次の株式配当金（情報推進課）につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子から2行下の土地総合調整基金利子までの基金利子につきましては、それぞれ当該基金の預金利子であります。

次の株式配当金（管財課）につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株式配当金であります。

次の皆川地区振興基金利子につきましては、この基金の預金利子であります。

150、151ページをお開きください。備考欄5行目、小野寺地区市有林管理基金利子につきまして



は、この基金の預金利子であります。

以上で16款財産収入、1項財産運用収入の所管部分につきましての説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 片柳課長。

○藤岡総合支所税務課長（片柳耕一郎君） 続きまして、同じページになりますが、2項1目1節土地売払収入についてご説明いたします。

備考欄の市有土地売払収入につきましては、一般競争入札等による未利用地の売り払いが4件であり、法定外公共物の用途廃止に伴う売り払いが50件であります。

次に、1つ飛びまして、2目1節物品売払収入のOA機器売払収入につきましては、不要となったパソコン27台の売払収入であります。

次の不用品売払収入につきましては、不要となった公用車のオークションによる売払収入が主なものであります。

次に、152、153ページをお開きください。17款1項1目1節、備考欄の一般寄附金につきましては、個人2件、団体1件の計3件分の寄附金であります。

次の2目1節総務管理費寄附金の市民協働まちづくり寄附金につきましては、市民協働まちづくりファンドへの市民等からの寄附金及びふるさと納税における寄附金であります。

次のマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、栃木市マスコットキャラクターの活動を応援するための寄附金であります。

次に、1ページ飛びまして、156、157ページをお開きください。18款繰入金でございます。2項1目1節、備考欄の財政調整基金繰入金につきましては、平成26年度予算編成による財源調整のため、基金からの繰り入れを行ったものであります。

次に、158、159ページをお開きください。2目1節、備考欄の減債基金繰入金につきましては、平成25年度に借り入れました市庁舎整備事業に係る市債について、償還利子を圧縮するため借り入れ期間の短縮などを行っており、これによる公債費の平準化を図るため、繰入金並びに寺尾南小学校の廃校及び西前原かんがい排水事業に係る市債の繰上償還に対する繰入金であります。

次の3目1節市民協働まちづくりファンド繰入金につきましては、市民協働まちづくりファンド基金から市民活動推進事業費へ充当するための繰入金であります。

1つ飛びまして、7目1節ふるさと整備事業基金繰入金につきましては、個性的で魅力あるふるさと整備の財源として、都賀文化会館管理運営費及び都賀体育センター管理費に充当するため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次の8目1節皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区市有山林管理費の財源として基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、160、161ページをお開きください。12目1節、備考欄の東日本大震災復興推進基金繰入金につきましては、東日本大震災からの復興に資するための財源として、（仮称）観光情報物産館整

備事業ほか7事業に充当するため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次の13目1節小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区市有林管理費へ充当するため、基金から繰り入れを行ったものであります。

次に、162、163ページをお開きください。19款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金であります。

次に、164、165ページをお開きください。20款1項1目1節延滞金でございます。備考欄の市税滞納延滞金につきましては、5,612件分の滞納延滞金であります。

次の2項1目1節預金利子につきましては、一般会計の普通預金等の利子であります。

以上で、20款2項1目市預金利子までの所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福富善明君） 落合課長。

○都賀総合支所税務課長（落合博昭君） 続きますが、恐れ入りますが、168、169ページをお開きください。

20款5項1目1節滞納処分費につきましては、不動産公売にかかわる土地鑑定料等の手数料であります。

次に、5目2節雑入であります。所管関係部分をご説明申し上げます。まず、備考欄の栃木地区広域行政事務組合職員給与負担金等（総合政策課）につきましては、県民手帳頒布協力報償金であります。

次の中学生海外派遣事業負担金（総合政策課）につきましては、中学生海外派遣事業参加者28名分の負担金であります。

次に、170、171ページをお開きください。備考欄1行目、市民総合賠償補償保険金等（地域まちづくり課）につきましては、市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する行事における事故等の補償を支払った際の保険会社からの保険金であります。

次の広報とちぎ広告掲載料等（秘書広報課）につきましては、広報とちぎの有料広告及び市ホームページのバナー広告にかかわる広報とちぎ広告掲載料等が主なものであります。

次の佐野地区広域消防組合の解散に伴う歳計剰余金清算金につきましては、3月末の打ち切り決算後の収入と支出について処理した結果、剰余金が発生したため、佐野市と清算したものであります。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金（財政課）につきましては、公益財団法人栃木県市町村振興協会から交付されたオータムジャンボ宝くじの収益金であります。

次の岩舟町決算剰余金につきましては、合併に伴う岩舟町の平成25年度及び26年度の決算剰余金であります。

次の栃木地区広域行政事務組合決算剰余金につきましては、解散した当該組合の平成25年度及び26年度の決算剰余金であります。

次の公文書複写料等（総務課）につきましては、情報公開に伴う公文書複写料及び栃木市自治会連合会からの文書複写料であります。

次の保険事務手数料等（職員課）につきましては、職員が加入しております各種保険の事務手数料313万4,546円、旧栃木市職員厚生会が職員に対して行いました貸し付けにかかわる返還金179万8,246円、扶養手当等過年度過払い分の返還金208万4,041円、概算払いをいたしました公務災害補償負担金の確定に伴う還付金94万8,023円が主なものであります。

次の雇用保険料（職員課）につきましては、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ561人から預かりました雇用保険の自己負担分が主なものであります。

次の栃木市派遣嘱託員報酬等負担金（職員課）につきましては、宇都宮西中核工業団地事務組合に事務局長として派遣しておりました嘱託職員の人件費といたしまして、派遣先から納入された負担金であります。

次の被災地派遣職員給与等負担金（職員課）につきましては、東日本大震災の被災地であります宮城県多賀城市に派遣しております職員1名分の人件費といたしまして、派遣先から納入された負担金であります。

次の源泉所得税返還金（職員課）につきましては、個人事業主である建築士、弁護士、不動産鑑定士等13人への報酬料金に対する源泉所得税徴収不足分の市への返還金であります。

次の設計図書複写料（契約検査課）につきましては、建設工事等の入札にかかわる設計図書の複写料であります。

次の栃木県被災者生活再建支援金交付金等につきましては、栃木県防災行政ネットワークシステム回線使用料及び保守料に対する県からの助成金であります。

次の公衆電話使用料等（管財課）につきましては、本庁舎に設置しております公衆電話の使用料のほか、山本有三記念館屋根改修事業費負担金などが主なものであります。

次の借地権譲渡承諾料（管財課）につきましては、渋谷区幡ヶ谷の市有地につきまして借地権を譲渡するに当たっての承諾料であります。

次のナンバー弁償金（市民税課）につきましては、市からの貸与ナンバー99台分の紛失等による弁償金であります。

次の課税資料提出手数料等（資産税課）につきましては、相続税路線価の資料として市が提出した精通者意見価格調査等に対する税務署からの手数料ですが、雑入として自動車事故に対する市の損害賠償金の支出に対する共済組織からの全額補填分を含んでいるものであります。

次の損害賠償保険金等（収税課）につきましては、収納員臨戸訪問徴収の際の公用車物損事故に伴う保険金であります。

次に、174、175ページをお開きください。備考欄下から3行目、議長交際費資金前渡利子等（議事課）につきましては、議長交際費の資金前渡利子及び政務活動費の各会派預金利子であります。

次に、178、179ページをお開きください。備考欄下から1行目から次ページ1行目の消防団員福祉共済事務費等（消防総務課）につきましては、消防団員福祉共済制度返戻金及び損害賠償金が主なものであります。

次の複写料等（地域まちづくり課）（大平）につきましては、大平総合支所の複合機を農業再生協議会が使用した際のプリント料が主なものであります。

次のナンバー弁償金（税務課）（大平）につきましては、市からの貸与ナンバー31台分の紛失等による弁償金が主なものであります。

次に、5つ飛びまして、複写料等（地域まちづくり課）（藤岡）につきましては、外部団体による文書印刷料及び公用車の事故にかかわる自動車損害共済災害共済金が主なものであります。

次のナンバー弁償金（税務課）（藤岡）につきましては、市からの貸与ナンバー22台分の紛失等による弁償金であります。

次に、4つ飛びまして、電気使用料等（地域まちづくり課）（都賀）につきましては、公用車の物損事故にかかわる自動車損害共済災害共済金が主なものであります。

次のナンバー弁償金等（税務課）（都賀）につきましては、市からの貸与ナンバー34台分の紛失等による弁償金であります。

次に、182、183ページをお開きください。備考欄上から2行目、ナンバー弁償金等（地域まちづくり課）（西方）につきましては、自動車損害共済災害共済金及び市からの貸与ナンバー8台分の紛失等による弁償金であります。

次に、4つ飛びまして、宮の下簡易郵便局取扱手数料等（地域まちづくり課）（岩舟）につきましては、宮の下簡易郵便局の郵便、貯金、保険の各取り扱い業務に対する日本郵便からの取り扱い手数料が主なものであります。

次の宮の下簡易郵便局取扱手数料（地域まちづくり課）（岩舟）（岩舟町承継）につきましては、宮の下簡易郵便局の郵便、貯金の各取り扱い業務に対する日本郵便からの平成26年3月分の取り扱い手数料であります。

次のナンバー弁償金（税務課）（岩舟）につきましては、市からの貸与ナンバー34台分の紛失等による弁償金であります。

以上で20款諸収入の説明を終わります。

○委員長（福富善明君） 柿沼課長。

○岩舟総合支所税務課長（柿沼 実君） 続きまして、次のページ、184、185ページをお開きください。

21款市債であります。1項1目1節、備考欄をごらんください。合併特例事業債につきましては、平成25年度からの繰り越しでありまして、市庁舎整備事業に対する起債であります。

次の防犯灯LED化事業債につきましては、防犯灯設置に対する起債であります。

次の文書広報施設整備事業債につきましては、コミュニティFM事業に対する起債であります。

次に、2目1節こども発達支援センター整備事業債につきましては、城内町1丁目にあるこども発達支援センターの改修に対する起債であります。

次の介護老人保健施設整備資金貸付事業債につきましては、ふるさと財団によるふるさと融資として、2事業者に貸し付けを行うための起債であります。

次に、2節合併特例事業債につきましては、藤岡地域総合保育園整備事業、いりふね・そのべ保育園統合整備事業及び民間保育所整備補助に対する起債であります。

次に、3目1節の農道整備事業債につきましては、西方地域の農道舗装工事を行う市単独農業農村整備事業に対する起債であります。

次の県営かんがい排水事業債につきましては、西前原地区県営かんがい排水事業に対する起債であります。

続きまして、186、187ページをお開きください。4目1節地方道路整備事業債につきましては、市道C-13号線道路改良事業（栃木大宮町内）と市道各号線舗装補修事業ほか35事業に対する起債であります。

次のまちづくり事業債（道路）につきましては、市道T3-282号線道路改良事業、赤津地区内であります。ほか3事業に対する起債であります。

次の合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道106号線交通安全施設整備事業（栃木祝町）、市道O-152号、153号、280号線ほか1路線道路改修改良事業になります。

次の合併特例事業債（橋りょう維持事業）につきましては、橋りょうの長寿命化修繕事業に対する起債であります。

次の合併特例事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道233号線永宮橋橋りょう整備事業（栃木野中町）に対する起債であります。

次に、2節河川等整備事業債につきましては、宇都宮亀和田栃木線地域排水路整備事業（都賀合戦場）及び（清水川支線分水路整備事業）に対する起債であります。

次に、3節公園整備事業債につきましては、歩いていける公園整備事業（芝塚山公園）ほか3事業に対する起債であります。

次のまちづくり事業債（公園）につきましては、つがの里公園整備事業に対する起債であります。

次の新大平下駅前地区土地区画整理事業債につきましては、公共施設充当地地購入等に対する起債であります。

次に、4節公営住宅改修事業債につきましては、城内南市営住宅の屋根ふきかえ工事などを実施した市営住宅リフレッシュ事業に対する起債であります。

以上で4目土木債までの説明を終了いたします。

○委員長（福富善明君） 出井課長。

○会計課長（出井 均君） 次に、5目1節消防施設整備事業債につきましては、消防救急無線デジタル化事業ほか4事業に対する起債であります。

次の防災基盤整備事業債につきましては、防災情報ステーション整備事業に対する起債であります。

次の災害対策施設整備事業債につきましては、緊急防災情報伝達システム整備事業及び移動系防災行政無線拡張整備事業に対する起債であります。

次の合併特例事業債（消防施設整備事業）につきましては、高規格救急自動車購入事業、消防ポンプ自動車等購入事業及び消防団機械器具置場等整備事業に対する起債であります。

次に、6目1節小学校施設整備事業債につきましては、大平南小学校校舎整備事業、小学校洋式トイレ改修事業及び家中小学校屋内運動場改築事業に対する起債であります。

次の学校教育施設耐震化事業債につきましては、部屋小校舎耐震補強改修事業及び寺尾中央小屋内運動場耐震補強改修工事に対する起債であります。

188、189ページをお開きください。次の合併特例事業債（小学校施設整備事業）につきましては、寺尾統合小学校整備事業に対する起債であります。

次に、2節大平学校給食センター整備事業債につきましては、大平中学校の敷地内に建設した大平学校給食センターの整備事業に対する起債であります。

次に、3節中学校施設整備事業債につきましては、中学校普通教室棟エアコン設置事業及び藤岡第二中学校校舎耐震補強改修事業に対する起債であります。

次に、7目1節臨時財政対策債につきましては、地方交付税の財源不足を国と県が折半により負担するというもので、地方交付税の振り替え分であります。

なお、借り入れにより生じる元利償還金につきましては、後年度に100%交付税措置されるものであります。

以上で平成26年度栃木市一般会計決算の所管関係部分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（福富善明君） 次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明をお願いいたします。

島田課長。

○管財課長（島田好夫君） 続きまして、一般会計の実質収支に関する調書につきましてご説明いたします。

決算書の404ページをお開きください。まず、1の歳入総額につきましては689億7,542万1,000円であります。

次の2の歳出総額につきましては649億3,567万8,000円であります。

次の3の歳入歳出差引額につきましては40億3,974万3,000円であります。

次の4の翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、(1)の継続費通次繰越額につきましては4億3,256万9,000円、(2)の繰越明許費繰越額につきましては5億2,502万4,000円、(3)の事故繰越繰越額はございませんでしたので、繰越額合計は9億5,759万3,000円であります。なお、各繰越額の内訳につきましては、お配りしてあります平成26年度決算状況報告書の7ページから14ページに記載してありますので、説明は省略させていただきます。

次に、5の実質収支額につきましては30億8,215万円であります。

次の6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては、歳入に編入することなく直ちに基金に繰り入れたものではございません。

以上で実質収支に関する調書の説明を終わりにいたします。

続きまして、688、689ページをお開きください。続きまして、財産に関する調書につきましてご説明いたします。決算書の688、689ページをお開きください。1、公有財産であります。(1)、土地及び建物につきましては、一番下の合計をごらんください。まず、左側の土地、地積についてありますが、2枠目の決算年度中増減高は131万4,573.07平米の増でありまして、その右側の決算年度末現在高は582万193.252平米であります。増加の主なものは、岩舟町との合併及び栃木地区広域行政事務組合の解散に伴う土地財産の増加によるものであります。

次に、建物につきましては689ページの右側の建物延べ面積計の合計欄をごらんください。右から2枠目の決算年度中増減高は7万3,197.777平米の増であります。その右側の決算年度末決算高につきましては61万1,962.954平米であります。増加の主なものは、土地と同様に岩舟町との合併及び栃木地区広域行政事務組合の解散に伴う建物財産の増加によるものであります。

続きまして、690ページをお開きください。(2)、山林につきましては、合計欄をごらんください。面積におきましては、決算年度中増減高は68万3,299平米の増でありまして、その右側の決算年度末現在高は130万638平米であります。増加の主なものは、岩舟町との合併による旧小野寺財産区有林の増加によるものであります。また、立ち木の推定蓄積量の中で並木杉については、日光杉並木保存のためのオーナー制度により所有しておりまして、岩舟町との合併により年度中の増加が1本増えたことから、年度末現在高は6本であります。

次に、(3)、有価証券につきましては、2枠目の決算年度中増減高をごらんください。岩舟町との合併によりましてケーブルテレビ株式会社分の株券が50万円、株式会社観光農園岩舟分の株券が2,160万円、合計で2,210万円の増となりまして、右側の決算年度末現在高は3,665万円であります。

次に、(4)、無体財産権につきましては、合計欄をごらんください。2枠目の決算年度中増減高は21件の増でありまして、内訳はマスコットキャラクターとち介などの著作権が18件、商標権が3件の増でありまして、右側の決算年度末現在高は24件であります。

次に、右側の691ページの(5)、出資による権利につきましては、一番下の合計欄をごらんください。起債のとおり、21の公社や財団法人等への出資金、出捐金でありまして、決算年度中増減高

は1,555万5,000円でありまして、その右側の決算年度末現在高は9億6,511万4,000円であります。増加の主なものは、岩舟町との合併によるものであります。

続きまして、692ページをごらんください。2、物品であります。取得価格50万円以上の備品類を23の区分に大分類したものでありまして、692ページから701ページの記載のとおりであります。増加の主なものは、岩舟町との合併によるものであります。

続きまして、702ページをごらんください。3、債権につきましては、一番下の合計欄をごらんください。それぞれの貸付事業による貸付金債権でありまして、2枠目の決算年度中増加高は3億4,396万6,882円の増でありまして、その右側の年度末現在高は5億7,159万1,147円であります。増加の主なものは、新規貸し付けによる老人保健施設整備貸付金の増及び岩舟町との合併による観光農園施設整備等資金貸付金の増によるものであります。

次に、4、基金であります。基金につきましては、702ページから706ページに記載されている31の基金がございまして、各基金の年度中の増減高及び年度末現在高が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、認定第1号 平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算のうち所管関係部分の説明を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長（福富善明君） 以上で、平成26年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては9月10日の開催の本常任委員会において審査いたしたいと思っておりますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で総務常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時56分）